

安全対策基礎データ

犯罪発生状況・防犯対策

1 概況

キルギス共和国全国統計委員会公表データによれば、キルギス国内における 2022 年の犯罪件数は、45,096 件とされており、人口 10 万人当たりの件数は日本と比較して、総数は約 1.5 倍、殺人は約 4.6 倍、強盗は約 2.7 倍、不同意性交は約 0.7 倍※となっています。未届の事件も多いことから、実際の犯罪件数は更に多いものと考えられます。

また、外国人が犯罪被害者となるケースも散見されます。特に公共交通機関やバザールでのスリ、路上での強盗や置き引き、官憲による賄賂の要求、さらに過去には、身代金目的等による誘拐も発生しており、金品を目的とした犯罪(凶悪犯罪を含む)に日本人が巻き込まれる可能性もあることから、十分に注意する必要があります。

※キルギス共和国全国統計委員会公表データ「2022 年犯罪登録数」および警察庁犯罪統計資料(令和 4 年 1~12 月【確定値】)より人口 10 万人あたりの件数を算出。

2 主な犯罪事例

日本人の過去の主な犯罪被害事例は次のとおりです。

(1)強盗

○深夜、宿泊所前の路上において、後ろから追いかけてきた 3 人組の男に拳銃のようなものを突きつけられ、現金やデジタルカメラを強奪された。

○夕刻、宿泊所前の路上において後方から 3~4 人組の男に鈍器で殴打され、現金、パスポート、電子機器等を強奪された。

○深夜、自宅アパート前において、男女 3 人組から声をかけられ、肩に掛けていたカバンの強奪未遂に遭った。

○正午、イシク・クル州山中において、自転車旅行者が石を投げられ首を絞められる暴行を受け、携帯電話を強奪された。

(2)窃盗

○夕方、首都ビシュケク市内のオシュバザールを散策中、ショルダーバッグを開けられ、携帯電話を盗まれた。

○夕方、ビシュケク市内のオシュバザールで買い物中、人混みの中で 3~4 名の男がぶつかってきて、肩からかけていたポーチを開けられ、財布を盗まれた。(類似事案連続 5 件発生。)

○日中、ビシュケク市内のオルトサイバザール付近で開かれていた蚤の市で商品を物色中、何者かに後ろポケットに収納していたスマートフォンを盗まれた。

○午前中、ビシュケク市内中心部の公園で飲食していた際、ポケット内に入れてあった財布と

旅券をひったくられた。

○夕方、バスで移動中に背負っていたバックパックのファスナーを開けられ、現金やクレジットカードを盗まれた。

(3) その他

○出国ビザの申請のため、訪れた警察署において手続きに必要であるとして担当職員から現金を要求され、それを断ったところ、旅券に嫌がらせのスタンプを押印された。

○宿泊施設において宿泊中、深夜に鍵の破損したベランダから泥酔者に侵入された。

○タクシーで市内バスターミナルから市街地に移動中、運転手から多額の運賃を請求され、それを断ると運転手が激高し急停車の上、被害者を引きずり出し、預け荷物1つをトランクに乗せたままいづれかへ立ち去った。

3 防犯対策

キルギスでは、犯罪等の被害に遭わないために次のことに注意してください。

(1) 一般的防犯対策(安全対策 3 原則)

ア 目立たない

- ・服装、所持品、アクセサリ等、必要以上に華美なものを避ける。
- ・女性は、夏場の服装に注意する(過度に肌を露出させない)。
- ・銀行や両替所の周辺路上において、むやみに財布や現金を取り出さない。一度に高額を両替しない。バザールやバスターミナル等で高額紙幣を使用しない。

イ 用心を怠らない

- ・できる限り単独行動を避け、キルギス語、またはロシア語を理解し、信頼の置ける人と行動を共にする。見知らぬ人物には、絶対について行かない。
- ・デモや集会が行われている場所には絶対に近付かない。デモ隊と遭遇した場合、直ちにその場から離れる。
- ・夜間、いかがわしい場所、暗がりや人通りの少ない場所等、一般的に危険とされる場所や少しでも危険とを感じる場所には近付かない。24 時間営業の飲食店への深夜の入店を避ける。(深夜は凶悪犯罪の発生率が格段に上がる。)
- ・ホテル、自宅、車両等の施錠を必ず確認する。来訪者がある場合、相手を必ず確認する。
- ・バスや乗り合いタクシー(マルシュルートカ)の中、バザール、バスターミナル等の人混みでは、スリ被害に遭わないよう、手荷物を常に確認できる位置(体の前面)に持つなど気を配る。特にスマートフォンの窃盗(スリ)被害が多発しているため、人混みや公共交通機関内では不用意に取り出さないなど、その取扱いには一層注意する。(特に iPhone、Galaxy などの高性能スマートフォンは人気が高く、高額にて取引されており狙われやすいため注意。)

ウ 行動を予知されない

- ・通勤・通学、買い物等に当たっては、道順や時間帯を適宜変更するなど、できる限り行動パ

ターンを固定しないように注意する。

(2)外出・帰宅時の防犯対策

外出する際は、玄関ドアの覗き窓(ドアスコープ)から外の状況を十分に確かめる。

また、帰宅時は、自分の後を付けてくる者がいないか、階段やエレベーター付近に潜んでいる者がいないかなどを確認する。

4 官憲等(偽の警察官を含む)による賄賂要求、窃盗事案

(1)事案概要

キルギスでは、官憲等(偽の警察官を含む)による現金抜き取りや賄賂要求といったトラブルが多く、特に、バザール、バスターミナル等の人が多く集まる場所において、旅券の確認を口実に職務質問を行い、所持品検査時に財布等から現金を抜き取る事案が確認されています。キルギスでは法令により、警察官等が所持品検査を行う際には、複数人で行うことが義務付けられていますので、単独行動をしている警察官に所持品検査を求められた場合には注意してください。

また、私服警察官から職務質問を受けることがありますので、このような場合には、必ず相手方に身分証の提示を求め、記載内容を確認してください。過去に身分証の提示を求め、その提示を受けたにもかかわらず、偽警察官だと思い込みその場から立ち去ろうとした結果、取り押さえられ、警察署に連行されたケースがありますので、相手方が真に警察官だと判明すれば、その指示には素直に従うようにしてください。

(2)トラブル防止対策

官憲等とのトラブルを防止するため、次のことに注意してください。

ア カメラを首から下げるなど、一見して外国人旅行者と分かる格好は避ける。またバザール、バスターミナル等、多数の人が集まる場所には不用意に近づかない。

イ 滞在中は必ず旅券を携帯する(コピーは原則不可)。査証取得等のため、他国の大使館に預ける場合は、必ず預かり証の交付を受け、それを携帯する。

ウ 警察官らしき人物から声をかけられたときは、まず、相手方に身分証明書の提示を求め、本物の警察官か否かを確認する。

エ 相手方の要求等が不当であると感じた場合は、安易にこれを受け入れない。この場合、いたずらに相手方を刺激することなく、必要に応じて在キルギス日本国大使館への連絡を要請する。

5 テロ・誘拐

テロ・誘拐については、テロ・誘拐情勢(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_265.html)をご確認ください。

※ 在留邦人向け安全の手引き

在キルギス日本国大使館が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」(https://www.kg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul-new.html)もご参照ください。

査証、出入国審査等

(手続きや規則に関する最新の情報については、駐日キルギス共和国大使館(電話: 03-6453-8277)等に確認してください。)

1 査証および滞在登録

(1) 査証の種類

キルギスには査証が 13 種類(※1)あります。日本人はキルギスに入国する際、滞在期間が 60 日以内であれば査証は免除されていますが、60 日を超える場合は、駐日キルギス共和国大使館等で、あらかじめいずれかの査証の発給を受ける必要があります。

(※1)外交、公用、投資、労働、教育(留学)、ビジネス、運転手、個人(親族・知人訪問、キルギス人との婚姻登録、難民申請等)、観光、宗教、家族、トランジット、出国

(2) 入国査証と滞在査証

ア キルギスには、入国するための査証と入国後に滞在するための査証があります。入国査証は、「出国」を除く上記のいずれかのうち、滞在目的に合った適切な査証が発給されます。通常、入国査証の滞在期限は 90 日以内のものが多く注意が必要です。

イ 入国査証の滞在期限を超えてキルギスに滞在する場合は、同査証の期限が切れる前に、キルギス外務省領事局に滞在査証を電子申請(参考 URL : http://www.evisa.e-gov.kg/get_information.php?ing=en)する必要があります。この場合、査証の種類を変更するか、あるいは延長する必要がありますが、延長可能な査証は 6 種類(※2)に限られています。(※2)外交、公用、労働、教育(留学)、個人(キルギス人との婚姻登録、難民申請)、家族

ウ なお、「査証なし」で入国した場合は、労働、教育(留学)を除きキルギス滞在中に査証を申請することができません。労働、教育(留学)は入国後 50 日以内であれば申請できますが、その他の査証は、一度国外に出国(日本または隣国)し、必要な入国査証を取得した後、キルギスに再度入国し、滞在査証を申請する必要があります。

「労働」の入国査証で入国し、「労働」の滞在査証を申請する場合、入国後にキルギス入国管理局宛に「労働許可証」を申請、取得する必要がありますので注意してください。

(3) 査証の滞在期間超過

査証の滞在期間を超えてキルギスに滞在した場合(査証なしで入国後、60日を超えた場合を含む)所定の手続き、罰金の支払いを行わなければキルギスから出国できませんので、注意してください。

(4) 滞在登録について

キルギスに60日を超えて滞在する場合は、入国後5日以内(5労働日)に滞在登録を行う必要があります。同登録は、滞在地を管轄する国家登録庁附属住民・戸籍簿登録局にて行ってください。

(5) 「ビザ・ラン」制度の廃止について

キルギス入国に際して、日本人は60日間の無査証滞在が許可されており、これまでは60日間の滞在期限が切れる前に他国(隣国等)へ出国の上、再入国することで、前滞在期間がリセットされ、再度滞在が可能となっていました(いわゆる「ビザ・ラン」制度)。しかし当該制度については令和5年10月21日をもって法改正が行われ、無査証でキルギスに滞在できる期間は、120日間のうち60日以内という制限が設けられました。したがって、キルギスに60日間無査証で滞在した日本人は、出国後60日を経過しなければ、再入国は認められませんのでご注意ください。

2 税関

(1) 現金等の持出し、持込み

総額が10,000米ドル相当額以上の外貨の持出しおよび持込みについては、申告書(ロシア語または英語)の提出が必要となります。

また、物品の持込みおよび持出しについては、アルコール2リットル、たばこ200本までといった制限があります。

(2) その他禁止されている物品

持込みおよび持出しが禁止されている物品としては、武器、弾薬、爆発物、麻薬および向精神薬(吸引器具を含む)、毒劇物のほか、キルギスの政治的・経済的利益、国家の安全、社会的秩序、国民の健康および公序良俗に影響を与えるおそれのある出版物、絵画等、その他、国際的な取決めおよび国内法で輸出入が禁止された物等があります。

なお、日本で取り扱われている医薬品の一部(微量であっても向精神作用のある成分を含む風邪薬等)についても、キルギスへの持込みが禁止されている場合がありますのでご注意ください。

3 空港当局等とのトラブル

キルギスでは各種法律や制度等が頻繁に変更される上、変更内容が関係機関全てに周

知徹底されていない場合が多いため、出入国時に、空港職員や国境警備隊員との間で何らかのトラブルが発生する可能性があります。そうした場合には、担当職員を代わってもらうなど冷静に対応してください。なお、空港職員や国境警備隊員は、ロシア語またはキルギス語以外の言語をほとんど理解しませんので注意が必要です。

滞在時の留意事項

1 第三国査証の申請

キルギス滞在中に、同国に所在する各国大使館等で査証を申請する場合、国によっては、旅行者等の短期滞在者からの申請を受け付けないことがありますので、注意してください。

2 外貨の両替等

両替所では米ドル、ユーロ等から現地通貨への交換が可能ですが、日本円からの両替はできません。あらかじめ必要な額の米ドル、ユーロ等を用意しておく必要があります。また、トラベラーズチェックの使用はできません。

3 写真撮影

大統領府等の政府施設、軍事・治安関係施設、国境地帯、空港等における写真撮影は厳に禁止されています。実際に写真撮影を理由として身柄拘束された事案も発生しています。無用のトラブルを避けるためにも、軍関係者、警察官、国境警備隊員等は撮影しないこと、市場や街頭等においても相手方等が拒否の態度を示した場合は直ちに撮影を中止することが重要です。

4 公共の場での飲酒、喫煙禁止

キルギスでは「行政責任に関するキルギス共和国の法律」により、公共の場(路上、スタジアム、公園、マンションの中庭、公共交通機関内、その他公共の場所)における飲酒、喫煙が禁止されています。同法に違反した場合、飲酒には最大 1,000 ソムの罰金に加えて 8 時間の社会奉仕活動、喫煙には最大 13,000 ソムの罰金が科されますので、注意してください。

5 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

ア キルギスでは交通インフラの整備が著しく遅れています。ビシュケク市内の道路でも、横断歩道やセンターライン等の白線が消えかかり判別しづらいほか、至るところで道路が陥没し、蓋の外れたマンホールや工事現場の穴等が放置されているため、車両、歩行者ともに十分な注意が必要です。

イ スピード違反、信号無視、スマートフォンでの通話もしくは画面を注視しながらの運転(い

わゆる「ながら運転」)や、無理な追い越しや割り込み等、自動車の運転マナーは劣悪であり、歩行者についても、ところ構わず道路を横断しようとするため、交通事故が頻発しています。死亡事故の発生率も高いので、十分な注意が必要です。車両優先社会であるため、道路を横断する場合は、必ず横断歩道を利用するほか、仮に信号が青であっても、周囲の安全を必ず確認してください。

ウ 日本でも社会問題となっている電動キックボードの交通マナーはキルギスにおいても劣悪です。その利用者は主に若者で、所構わず猛スピードで走行し、車両脇のすり抜け、歩道上の歩行者を縫うように走行するなどして、衝突事故も後を絶ちません。また当地ではスクーターや、自動二輪に免許制度が存在せず、道路上の逆走や歩道走行等の無謀運転が常態化していますので、車両運転時、あるいは歩道上を通行している場合であっても、周囲の安全は必ず確認してください。

エ 冬季は、積雪や路面凍結により、冬用タイヤを装着していても滑ることが多く、運転には十分な注意を要します。凍結した道路をノーマルタイヤのまま走行している車両も多いため、歩行者、運転者とも、安全確保に十分気をつけてください。

また、冬季は日照時間が短い上、街灯も未整備、故障、あるいは不足している道路が多く、朝晩の通勤時間帯は暗く見通しが悪いため、車を運転する際や道路を横断する際には確実に安全確認をしてください。

特に駐車車両などにより見通しの悪い道路や交差点等においては注意し、歩行者の急な飛び出しなどに備えて速度を落とし、ハイビーム等の車載装備を活用するなど、事故防止には十分留意してください。

(2)事故対策

ア キルギスでは、自動車保険(自賠責)の加入が義務となっていますが、依然としてその加入率は極めて低く、事故の相手方が保険未加入のため、支払い能力がない場合がほとんどです。車両を運転する場合は、万一来に備え、自動車保険に加入してください。

イ 交通事故の当事者となった場合は、直ちに交通警察(グーオーペーデーデー、旧称ガイ一、電話(24 時間対応):630900 または 630901)に通報し、事故現場への臨場を要請する必要があります。車両は、警察官による現場検証が終了するまで、事故当時の状態のまま動かすことはできませんので、この点につき特に注意が必要です。負傷者がいる場合は、救急車を要請するとともに、救護に当たる必要があります。なお、事故当事者の全ての車両は、交通事故の処理が完了するまで(示談による解決も含む)、事故発生場所を管轄する交通警察に保管されます(車両を引き取る際、保管された日数分の保管料を支払うことになります)。

ウ 交通事故発生時は、後の司法手続きや自動車保険の手続き等に備えて、次の事項について確実に記録しておく必要があります。

○発生日時、場所

○相手方当事者の氏名、職業、住所、連絡先(自宅、勤務先)、車種、車両ナンバー、進行経路

○事故目撃者の氏名、連絡先

○現場検証を実施した交通警察官の所属、氏名等

特に相手側に信号無視等の違反行為があった場合は、それを証言してくれる目撃者を複数人確保するなど、自己の正当性を担保しておく必要があります。

また可能な限り現場の状況、双方の車両破損状況等を写真撮影しておくこと、速やかに保険会社に連絡して鑑定人の臨場を要請することをおすすめします。

6 在留届

キルギスに3か月以上滞在する方は、緊急時の連絡等に必要ですので、到着後住所または居所が決まり次第遅滞なく、在キルギス日本国大使館に在留届を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、または日本への帰国や他国に転居する(一時的な旅行を除く)際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、オンラインによる在留届電子届出システム(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)による登録をおすすめしますが、郵送によっても行うことができますので、大使館宛てに送付してください。

7 たびレジ

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者を含む)は、「たびレジ」への登録をお願いします(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報等を日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、キルギスで事件や事故、自然災害等が発生し、在キルギス日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

風俗、習慣、健康等

1 衛生事情

夏季は、気温の上昇に伴い食中毒が増加します。街頭で販売される飲み物、アイスクリーム、ハンバーガー、骨付きの鶏肉等は、衛生管理が不十分なものも多いので注意が必要です。また、例年、夏季にはキノコによる食中毒が発生し、死者が出る場合もあります。なお、スーパー等で販売している商品が傷んでいる場合もありますので、購入の際は十分注意してください。

2 飲用水

ホテルや住居の水道水は、石灰質の成分を多く含んでいるため、歯磨き程度であれば問題ありませんが、飲用には煮沸したものか、市販のミネラルウォーターを利用することをおすすめします。

3 風土病

トルコからキルギスを経てインドに至る地域は「炭疽ベルト」と呼ばれています。炭疽菌は、感染した動物の毛皮や肉に触れることでヒトにも感染します。肉を食べる際は、十分に加熱されていることを確認してから食べる必要があります。

4 海外旅行保険への加入

衛生的にも技術的にも、十分な水準にある医療施設は極めて少ない状況にあります。短期の滞在予定であっても、緊急移送サービス(日本まで搬送する場合、上限 1,000 万円程度では大幅に不足するため、無制限が望ましい)の付加された十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことをおすすめします。詳しくは海外旅行保険加入のおすすめ(https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/hoken.html)をご確認ください。

5 医療事情

「世界の医療事情」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/kyrgyz.html>)において、キルギス国内の衛生・医療事情等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。
風邪薬、胃腸薬、下痢止め等の一般的な常備薬は、日本から持参することをおすすめします。

その他、必要な予防接種等については、次の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

<http://www.forth.go.jp/>

6 医薬品の持込み、持出し

医療用麻薬を含む医薬品の携帯による持込み、持出しの手続きについては厚生労働省の次のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index_00005.html

緊急時の連絡先

◎消防: 電話 101

- ◎警察:電話 102
- ◎救急:電話 103
- ◎在キルギス日本国大使館:電話(市外局番+996(312)375515)

問い合わせ先

(問い合わせ先)

- 外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(外務省代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関係課室連絡先)

- 領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)(内線)2853

- 領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)(内線)3047

- 領事局政策課(感染症関連)(内線)4919

- 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地公館連絡先)

- 在キルギス日本国大使館

住所:35/1Tashkent St., Bishkek, 720014, Kyrgyz Republic

電話:(市外局番 312)375515

国外からは(国番号 996)312-375515

FAX:(市外局番 312)375518

国外からは(国番号 996)312-375518

ホームページ:https://www.kg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本情報記載の内容(特に法制度・行政手続き等)については、事前の通告なしに変更される場合もありますので、渡航・滞在される場合には、渡航先国の在外公館または観光局等で最新情報を確認してください。